

鹿屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年鹿屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日までに感染した鹿屋市国民健康保険条例（平成18年鹿屋市条例第110号）附則第5条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の療養のためにその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に就くことを予定していた日のうち最初の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。